


第9期 第1回 京田辺市ごみ減量化推進委員会 会議録	
日 時	平成25年12月20日(金) 10:00~12:00
場 所	京田辺市役所 3階 305会議室
出席者	<p>委 員</p> <p>1号委員：米澤 修司 委員、河田 美穂 委員</p> <p>2号委員：寺島 泰 委員、米田 泰子 委員</p> <p>3号委員：中川 正章 委員、堀口 孝 委員、小川 貞子 委員</p> <p>4号委員：佐武 泰史 委員、遠山 壽雄 委員、 (欠席) 多田羅 純平 委員</p> <p>5号委員：衣川 伸子 委員、高井 明美 委員、中川 裕子 委員、 中山 節子 委員</p>
事務局	経済環境部
案件名	<p>1. ごみ処理状況の報告について</p> <p>2. 循環型社会形成に向けた動向について</p> <p>3. ごみ処理施設整備基本構想の策定</p> <p>4. 委員会スケジュールについて(案)</p>
資 料	<p>資料-1 審議会委員名簿 京田辺市ごみ減量化推進委員会設置規則</p> <p>資料-2 ごみ処理状況の報告について</p> <p>資料-3 循環型社会形成に向けた動向について</p> <p>資料-4 ごみ処理施設整備基本構想の策定</p> <p>資料-5 ごみ減量化推進委員会のスケジュール(案)</p> <p>参考資料-1 京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針</p> <p>参考資料-2 プラスチック製容器包装  (京都市・木津川市)</p> <p>参考資料-3 材料(マテリアル)リサイクル製品</p>
概 要	<p>案件1~4</p> <p>事務局より説明を行い、ご了承いただきました。</p>
<p><b>【開 会】</b></p> <p><b>事務局</b>：定刻になりましたので、ただ今より、第9期委員によります第1回京田辺市ごみ減量化推進委員会を開催させていただきます。皆様方には、大変お忙しい中、委員の就任式並びに本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p><b>事務局</b>：(資料の確認)</p> <p><b>事務局</b>：本委員会の会議につきましては、「京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針」に基づき公開で進めることになっております。本日、傍聴の受付を行いました</p>	

ところ、傍聴希望者がいなかったことをご報告いたします。なお、会議は今後も本指針の基づき公開で進めるものといたします。

**事務局**：(各員の紹介、委嘱状の交付式)

《市長挨拶》

《会長、副会長の選出》

【案件 1. ごみ処理状況の報告について】

【案件 2. 循環型社会形成に向けた動向について】

**副会長 A**：平成 35 年度の目標値と平成 24 年度の実績値の比較がある。これに関して見直していくとか、それをこれからやっていかなければならないのか。

**事務局**：ごみ処理基本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしています。平成 21 年度からの計画なので、26 年度、来年度以降に目標値の点検、施策の点検を行う予定にしています。現時点では確認をしているところです。

**会長**：ごみ処理状況を分析してみると、課題として、ごみの減量化が不足している。前期の委員会で答申（提言）いただいた粗大ごみ等の有料化の効果が期待できると思うが、それにしてもなおごみの減量化・資源化、特にプラスチック類・古紙類の分別収集を行っていないことに、問題がありそうだという認識で良いか。ごみ処理の経費、一人当たり処分費は高いのか。

**事務局**：京田辺市と類似都市を比べると、最終処分費は類似都市に比べ安くなっています。これは本市が不燃物の埋め立て処理場を持っているという点と焼却灰は大阪湾フェニックスで埋め立て処理を委託している点が挙げられます。また、関東圏に比べれば非常に処理費が安くなっています。現在、大阪湾フェニックスの埋め立て費用はトン当たり 7 千円程度ですが、関東圏では 10 万円以上の費用がかかることもあります。そういうことから、大阪湾フェニックスに処理委託している自治体は、安くなっていると考えられます。

**会長**：関東には（大阪湾フェニックスに該当する）処分場がありません。その点、関西は恵まれている。だから安い。ただ、この状況が未来永劫続くかどうかは分かりません。

**副会長 A**：プラスチックを分別していないので、ごみを出す量が多いという事だが、プラスチックを燃やすことによって灯油（助燃材）の量を減らす。燃やすことによって、費用を安くする1つの要因にはならないのか。

**事務局**：プラスチックを分別収集、中間処理するとその分コストが余計にかかります。循環型社会を推進形成していくことを考えると、資源を使い切るということではなく、資源にまわす。循環させることから考えると燃やす方が良いのかは議論する必要があります。

**会長**：プラスチックの問題は、非常に重要なこと。国は国で、循環型社会形成を推進する中で、プラスチックも資源利用にもっていくという形で実績が出ている。

【案件 3. ごみ処理施設整備基本構想の策定】

【案件 4. 委員会スケジュールについて（案）】

**委員 B**：甘南備園の焼却施設は 27 年が経過し、更新計画を策定する必要がある。それはここで（本委員会）策定するのか。

**事務局**：甘南備園の焼却施設は、老朽化してきています。通常、焼却施設の耐用年数は 20～30 年程度といわれており、更新計画を一から立てるには 10 年程度はかかると言われているので、出来るだけ早く更新計画を立てる必要があります。本市では、自己で焼却処理しているので、自前で更新計画を立てる必要があり、基本構想を策定していくことになります。

**委員 C**：来年の 9 月頃までに、方針を出していくことを予定されている。その中で説明を受けて、そこに到達するまでに後 5 回位しかない。まず、前回の答申である有料化。今日・明日しますとは言えないと思うが、その動向を、いつから導入したいとか、もう少し考えたいとか、いろいろな方向性があると思う。有料化することによってごみが減るという到達点があって、その件の具体例の出し方。もう 1 つは施設整備にあって、最後の方には作るという方向の話になっている。一旦作れば 25 年間程度は持たせないといけないという話があって、少しならば改良して、持ちこたえるという話もある。最終的には、城南衛生管理組合にしろ、枚方市にしろ、一緒にやりますと聞こえるのだが、9 ヶ月間で方向を出さないといけない。腹を決めて先に進めないと、あっちに行ったり、こっちに行ったりする。その辺とそれに向かってのごみの分別・収集を踏まえながら進めていくのか、確認しておきたい。

**事務局**：9月までに出すのは基本構想になるので、整備方針を出すという形になります。次の段階として施設整備基本計画になり、もっと細かな部分を決めていくことになります。

その前段の基本方針部分を9月までに決めていきたいと思っています。もう1点、「まだ、延命化するのか」と言われましたが、既に27年が経過しており、平成12、13年に基幹更新を、平成21年にも煙突を含めた基幹更新を行いました。年々基幹更新する箇所が多くなり、費用もかかってきています。施設自体も老朽化が進んできていますので、建替を前提にした施設整備基本構想を策定するという事です。

**委員 C**：分かった。建て替えることを先に言ってくれば良かった。それと、有料化を導入するという答申（提言）を出した。その答えをそれまでに出不いといけないのではないか。

**事務局**：粗大ごみ等の有料化については、前期に本委員会から提言をいただき、制度設計の準備をしています。これについては、将来のごみ量に大きく反映されますので、そのあたりを考慮して建替時までには、粗大ごみ、市民の持込ごみを有料化した場合、ごみがどの程度、減量するかというような状況を踏まえて推計します。粗大ごみ等の有料化については、平成27年度以降の予定と考えています。

**委員 C**：現在の焼却施設は10年間もつのか。

**事務局**：主要部分の大規模な更新が必要となる10年後までに、計画を進めます。

**副会長 A**：プラスチック製容器を分別すれば、ごみが半分減るのか。

**事務局**：平成23年度京田辺市家庭系ごみ組成分析調査から燃やすごみの中に、資源化可能なその他プラスチック製容器包装がどの位入っているかを推計した結果、約700tくらいでした。全国のプラスチック製容器包装の分別状況から、人口5万から15万の都市では、ごみ総排出量の2.1%くらいが回収されていますので、最大約700t、その60%程度の回収で400tくらいが想定できます。

**副会長 A**：そうすると、今度作る施設は小さくすることが出来るのか。

**事務局**：そうなります。現在、粗大ごみは400t、市民の持込ごみは1,000tくらいあります。そういったごみも有料化という施策の効果が出れば減る訳です。また、古紙

や埋立ごみも最初から分けておけば、燃やすごみは減る訳です。そういったトータルでごみ処理量がどのくらいになるかを推計した上で施設規模を決めることとなります。

**副会長 A**：今のままならこういう規模の焼却施設がいるが、「これとこれを分別すると、このくらいの小さい規模で済みます」というように、具体的でないと分かりにくい。

**委員 D**：プラスチックごみというのは、ごみに出そうと思うと、洗ったりする必要がある。私達のグループで、プラスチックごみがどれだけあるかやってみたところ、今の生活環境の中では、包装・容器がすごく多い。もし、プラスチックごみの分別・収集を進められるのであれば、市民の皆さんには先程のように、「これだけ分けたら、これだけごみが減って、施設規模が小さくなる」というような徹底した説明がある。プラスチックというのは色々なものが入っていて、洗うのも大変なので、市民の啓発をしていかないと、きちっとしたごみを集めるのは難しいと思う。

**委員 C**：委員は求められる答えを出していかないといけない。委員の責任上。事務局が説明されているが、事務局の思いは、新しい施設を建てたい。市としては何も決めていない。それを我々（委員会）で決めるという責務があるのか、ないのかだけ教えて欲しい。

**事務局**：決めるのは市になります。委員会には意見、答申を求めています。

**委員 C**：答申と市の思いに違いがあったらどうするのか。

**副会長 A**：それをここで調整する。

**事務局**：委員会からの意見を参考にして、市の方針を決めることとなります。先程、委員が言われたプラスチックごみというのは、かさが大きく燃やすごみの6割程度、重量は2~3割程度と言われており、かさばりますが重さはありません。ごみ減量は重さでカウントしますので、それほど大きなトン数になりません。

**会長**：プラスチックのリサイクル・ごみ減量に集中して、意見が出されていますが、本日は、課題の整理、課題に基づいた対処方向について、ご理解・ご了承いただければ。具体的な進め方、例えば、プラスチックの分別を細部に渡って進めるかどうかは、先ほどご指摘があったように、なぜ、こうすればこうなるというような分かり易い市民向けのモデルに基づいたご説明（資料）を出していただきたい。本日のとこ

ろは大枠、方向を了解した、了解できない。そこにご意見をいただいた。粗大ごみ等の有料化は当委員会で答申を出した訳だが、それ以外のごみの有料化はごみ処理体制の中で、将来的に検討することになるのか。

**事務局**：燃やすごみの有料化については、ごみ処理基本計画にもありますように平成29年度以降に調査・検討を行うことになっており、調査から始めることとなります。ここには含まれておりません。

**会長**：施設の建替は、10年先になる訳なので、ここに上げてあっても不思議ではない。ごみ処理体制の中に含まれているのかと思った。

**事務局**：言われたとおり、平成29年度以降に調査検討するということであり、何も決まったものではありません。現時点では白紙の状態です。

**会長**：皆さんそれでよろしいですか。

(一同了承)

**副会長A**：ここにあれば、それも有料になるのかとなり、大騒ぎになる。出来ないと思う。

**会長**：検討課題であり、検討結果によっては、将来的に有料となる可能性もあると頭に入れておいていただきたい。

**副会長E**：10年後くらいに建替ということになると、規模決定は5年くらい前になるのか。

**事務局**：まず、計画を進めるにあたり、国からの交付金を活用する必要がある。そのために、循環型社会形成推進地域計画を策定し、国に提出する必要がある、その中に施設規模も記入することになります。この基本構想の中である程度の施設規模を決めることになります。分別等の取組施策方針が決まれば、ごみ処理量を推計することができます。

**会長**：規模を決めるのはごみ処理量になる。およその話としては、組成はエネルギー回収と関わっており、いわゆるカロリーになる。あまり規模が小さいとエネルギー回収が出来ない。

委員 B：プラスチックだけではなく、古紙の問題も大きい。それを何とかしたい。京田辺市の場合は、燃やすごみになっている。

副会長 A：新聞屋さんで回収出来ないのか。

委員 B：新聞はわりと回収しやすいが、他の包装紙などは燃やすごみになっている。それを何とか合理的に回収できれば良いのだが。

副会長 A：半分くらいしか回収できていないとのことなので、新聞屋が回収出来れば良いのだが。

事務局：現在、集団回収は約 80 団体、人口世帯割では京田辺市全体の半分ぐらいです。

副会長 E：（市内商業施設 A も）拠点回収されている。

委員 F：（市内商業施設 A では）段ボール以外の古紙が対象になる。計量器が置いてあって、1 キログラム 1 ポイントになり、500 ポイントで 500 円の商品券と交換できる。

委員 G：古紙は、集団回収に対して、市から補助が出ており、子供会などで非常に有効活用している。もっとアピールして、プラスチックでも出来ないか。古紙などは家の前に出すので、非常にきれいに出不されている。プラスチックは洗うのが大変できれいにならない。でも、集団回収ならプラスチックもきれいに出不されるのではないかと思う。

事務局：資源回収は、収集された段階で有価かどうか、売れるものならそういった回収ルートが出来ると思います。プラスチックはそういったことが出来ないから、それが容器包装リサイクル法のはじまりになります。生産者などの特定事業者から指定法人に向け、その責任に応じたお金が支払われています。ペットボトルは単一素材なので、唯一可能性としては成り立つのかと思います。また、集団回収で取り組んでいる事例はあるかと思います。

会長：結局は、市場に任せて。悪く言えば、ほったらかしでも資源化ルートで回収される。儲かるから商売になる。そういったものは義務付けされていない。ややこしいもの、市民の手がないと回収できないものは義務付けされている。

特に、ごみ処理施設整備基本構想の整備方針、今後の分別区分の課題の認識、今後、課題の対処を検討していくことで、ご理解いただいたということによろしいでしょうか。

(一同了承)

**事務局**：(次回の日程調整)

**会長**：それでは、以上をもちまして、会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

**事務局**：会長、たいへんご苦労さまでした。これをもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。

**【閉 会】**

以上